

市庁舎整備調査特別委員会 調査報告書

平成27年第2回定例会において、本特別委員会に付託された市庁舎整備に関する調査について、その調査経過並びに結果を次のとおり報告する。

平成28年12月8日

旭川市議会

議長 塩 尻 伸 司 様

市庁舎整備調査特別委員会

委員長 笠 木 かおる

1 調査経過

平成27年7月3日から平成28年12月8日までの間、都合19回にわたり本特別委員会を開催し、慎重に調査を行った。

委員会の開催状況

開催年月日	調査概要
平成27年7月3日 第1回委員会	1 調査目的の確認 2 代表者会議の設置
平成27年8月5日 第2回委員会	1 理事者から説明 ・旭川市庁舎整備基本構想策定に向けた検討 ・庁舎整備検討スケジュール ・庁舎整備に係る関係団体との意見交換 2 資料要求 ・中野，上村両委員から資料要求があった。
平成27年9月7日 第3回委員会	1 理事者から説明 ・旭川市庁舎整備タウンミーティング開催報告 ・旭川市庁舎整備検討審議会への諮問（基本構想） ・旭川市庁舎整備に関する市民アンケート結果 ・関係団体からの意見及び意見交換最終報告 2 質疑 ・上村，白鳥，中野，のとや，金谷各委員から質疑があった。 3 資料要求 ・久保委員から資料要求があった。
平成27年9月8日 第4回委員会	1 質疑 ・久保，福居，高木，室井，小松，松家各委員から質疑があった。 2 資料要求 ・上村，久保両委員から資料要求があった。
平成27年10月27日 第5回委員会	1 理事者から説明 ・庁舎整備に係る職員アンケート結果 ・旭川市庁舎整備シールアンケート結果報告 2 質疑 ・上村，白鳥，中野，のとや，久保，金谷各委員から質疑があった。
平成27年10月28日 第6回委員会	1 質疑 ・福居，松家，室井，小松各委員から質疑があった。
平成27年12月11日 第7回委員会	1 議長宛て中間報告書及び委員長口頭中間報告の決定
平成28年2月8日 第8回委員会	1 理事者から説明 ・旭川市庁舎整備検討審議会からの答申（基本構想） ・庁舎整備に関する来庁者アンケート結果報告 ・旭川市新庁舎建設基本構想（案） 2 質疑 ・上村，中野，小松，久保，金谷各委員から質疑があった。

平成28年4月11日 第9回委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 理事者から説明 <ul style="list-style-type: none"> ・旭川市新庁舎建設基本構想（案）に対する意見提出手続の実施結果と旭川市の考え方 ・旭川市新庁舎建設基本構想 ・旭川市新庁舎建設基本構想（案）からの修正箇所 ・平成28年度新庁舎建設検討スケジュール
平成28年5月16日 第10回委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 質疑 <ul style="list-style-type: none"> ・上村，中野，小松各委員から質疑があった。
平成28年5月17日 第11回委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 質疑 <ul style="list-style-type: none"> ・久保，白鳥，室井各委員から質疑があった。
平成28年6月3日 第12回委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 理事者から説明 <ul style="list-style-type: none"> ・旭川市新庁舎建設基本計画策定に向けたアンケート結果報告（速報版） ・旭川市新庁舎建設基本計画骨子 2 資料要求 <ul style="list-style-type: none"> ・上村，久保両委員から資料要求があった。
平成28年7月19日 第13回委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 理事者から説明 <ul style="list-style-type: none"> ・旭川市新庁舎建設基本計画策定に向けたアンケート結果報告 ・旭川市の新たなシビックセンター整備に関する提言 2 質疑 <ul style="list-style-type: none"> ・上村，高木，中野，のとや各委員から質疑があった。 3 資料要求 <ul style="list-style-type: none"> ・久保委員から資料要求があった。
平成28年7月20日 第14回委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 質疑 <ul style="list-style-type: none"> ・金谷，久保，福居，白鳥，室井，小松各委員から質疑があった。
平成28年10月27日 第15回委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 理事者から説明 <ul style="list-style-type: none"> ・1期棟建築面積の拡張 ・基本計画策定に向けた関係団体との意見交換報告 ・庁舎建設に関するタウンミーティング開催報告 ・旭川市新庁舎建設基本計画市民ワークショップ報告 ・庁舎建設に対する団体からの要望書 ・新庁舎建設基本計画策定に向けた検討状況 ・旭川市庁舎整備検討審議会からの答申（基本計画） 2 質疑 <ul style="list-style-type: none"> ・上村，白鳥，中野，のとや，久保各委員から質疑があった。
平成28年10月28日 第16回委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 質疑 <ul style="list-style-type: none"> ・金谷，林，高木，室井，小松，福居各委員から質疑があった。
平成28年11月18日 第17回委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 各会派及び無所属委員からの意見開陳
平成28年12月2日 第18回委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 理事者から説明 <ul style="list-style-type: none"> ・旭川市新庁舎建設基本計画（案） 2 質疑 <ul style="list-style-type: none"> ・上村，松家，中野，のとや，久保，金谷各委員から質疑があった。
平成28年12月8日 第19回委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 議長宛て調査報告書及び委員長口頭報告の決定

2 調査結果

市庁舎整備に当たっては、市民の意見はもとより、本委員会における以下の意見、提言等を真摯に受けとめ、丁寧かつ慎重に進めるべきである。

- 1 「市民でにぎわい、親しまれるシビックセンター」という基本理念について、市民文化会館との連携にかかわっての考え方など、その達成に向けた内容を示すこと。
- 2 現庁舎には耐震性の不足、庁舎機能分散化による市民の利便性の低下、狭隘化等の問題があり、早急な対応の必要性があるが、建設資材や人件費の高騰などが予想されることから、建設スケジュールを精査し、建設費の抑制に努めること。
- 3 新庁舎の規模については、狭隘化の解消やワンストップサービスの実現のための面積確保に配慮するとともに、厳しい財政事情や人口変動を勘案し、全体の面積は必要最小限にとどめるよう努めた上で明記すること。
- 4 新庁舎の機能については、窓口機能の充実、バリアフリーやユニバーサルデザインの導入など、市民の利便性を向上させ、誰もが安心して利用できる庁舎となるように、設計においてもさらなる検討をすべきであること。また、省エネルギー化や新エネルギーの導入など、環境にも配慮すること。
- 5 市庁舎整備が財政に及ぼす影響を考慮し、庁舎建設整備基金のさらなる積み立て、国の補助金活用、市民からの寄附金など、財源確保に努めること。
- 6 木材を初め地場製品等の活用や地元の建設業者が受注できる建設手法とするなど、地場産業の振興に配慮すること。また、市有林を活用した取り組みについても検討すること。
- 7 7条地下駐車場の扱いについては、新たに駐車場を整備する場合と改修利用する場合の費用想定を比較し、また、新庁舎や市民文化会館の利便性も考慮の上、検討すること。
- 8 今後の庁舎整備に当たっては、市民意見を十分に反映させるため、パブリックコメント以外にも市民参加の機会を確保すること。特に、若い世代の参画が少ないという課題があることから、より一層効果的な意見聴取に努めること。
- 9 現総合庁舎や市民文化会館の扱いについては、さまざまな意見があることから、十分な市民への説明や適切な事務手続などに努め、市民の合意形成を図ること。

との意見の集約を見た。

なお、市庁舎整備に関し、各会派及び無所属委員から別紙のとおり意見が示された。

(別紙)

市庁舎整備調査特別委員会における各会派及び無所属委員の意見

【自民党・市民会議】

1 基本理念について

市民でにぎわい、親しまれるシビックセンターとするためには、市民文化会館との連携が不可欠であり、その考え方を明記すべきである。

2 地場製品等の活用について

庁舎建設に当たっては、木材の活用を積極的に進めるべきであり、その際には市有林木材の建材活用を図るべきである。

3 庁舎の規模について

執務環境計画検討業務委託によってさらなる必要面積の縮減が可能となっている。仮に基本計画の段階での面積縮減が難しいとすれば、今後に向けた整備面積縮減の見通しや考え方を明記すべきである。

4 地下駐車場の扱いについて

現段階では、撤去と改修継続利用の選択肢が残されている状況にある。今後、新たに駐車場を整備する場合の費用想定と改修利用との比較及び新庁舎・市民文化会館の利便性も考慮の上、今後の検討材料とすべきである。

5 敷地利用計画（敷地利用計画検討の方向性）について

新庁舎と市民文化会館の一体的整備には賛成であり、建てかえの方向性についても賛同する。政策形成経過に問題があるとされた市民文化会館の建てかえの是非については、所定の手続きを経ることを含め、早期に結論を導くよう努力すべきである。

6 敷地利用計画（既存庁舎の取り扱い）について

既存庁舎については、保存利活用を求める意見はあるものの、耐震改修に要する費用と利活用の際の利便性を踏まえると費用対効果の面からも難しいと考えられる。解体し敷地の有効利用を図るべきとの方向性には賛同するが、現庁舎の歴史性や文化的価値を次世代へ継承していくために最大限、努めるべきである。

7 今後の庁舎整備における若い世代の意見反映について

これまでの市民アンケートやさまざまな市民意見聴取の機会においては、新たな庁舎に最も関連性を有すると思われる若い世代の参画が少ないという課題があった。今後においては、市の若手職員のワーキンググループを立ち上げるなど、より一層の効果的な意見聴取に努めるべきである。

【民主・市民連合】

1 庁舎建設の必要性

現市庁舎の耐震性の不足、庁舎機能の分散化、狭隘化、災害発生時において必要となる機能の不足、駐車場の不足などのさまざまな問題の解決のためにも早急な整備が必要と考えられることから、基本計画骨子における必要性を妥当と考える。

2 新庁舎の基本理念

市民、職員にとってより使いやすく、機能的なものとするこで、市民の利便性と職員の事務効率が向上する機能的な庁舎を目指す「従来機能の向上」、また、多様な市民活動の支援の拠点となり、かつ、芸術や文化、ものづくりといった旭川らしさを市民はもとより観光客にも発信するといった「新たな機能の付加」、さらには、市庁舎という既存概念にとらわれることのない新しく自由な発想で市民に親しまれる機能等も検討していただき、「市民でにぎわい、親しまれるシビックセンター」という基本計画骨子における基本理念を達成できるものを望む。

3 新庁舎が備えるべき機能と役割

基本理念の達成のため基本計画骨子に掲げられた6つの役割（市民サービス、まちづくり、行政事務、議会、危機管理、環境先導）を実現するための8つの基本方針（利用しやすい庁舎、親しまれる庁舎、まちづくりの中心となる庁舎、機能的・効率的な庁舎、独立性を保ちつつ、市民に開かれた議会、安心・安全な庁舎、人にやさしい庁舎、地球にやさしい庁舎）、また、その基本方針に具体的な方向づけをした各機能の設定に賛成する。

4 新庁舎の規模について

全体の規模を3万6千平方メートルとし、既存の第2庁舎6千平方メートルを継続利用、1期工事において2万3千平方メートル、2期工事において残りの7千平方メートルを整備するという基本計画骨子でよいと思われるが、今後予測される人口変動なども勘案する必要があると思われる。

5 新庁舎の敷地について

多くの市民にもなじみの深い現庁舎周辺という案でよいと思われるが、隣接する市民文化会館の将来的な改修、建てかえといった案件との兼ね合いをきちんと精査する必要があると思われる。また、建設工事中における駐車場の確保などにも配慮が必要と思われる。

6 新庁舎の建築計画等

市民利用の多い窓口機能，市民活動機能などを低層階に配置し，中層階には，災害対応機能及び行政事務機能を配置，上層階には，議会機能を配置するというゾーニングでよいとは考えるが，議会機能が最上階になることで，市民に開かれた議会という状況が損なわれないような工夫が必要と思われる。

また，利用する市民や職員の安全を確保するための耐震性については地域の現状を鑑み耐震構造とすることが妥当と考える。建設手法，工期，財源については，建てかえに早急な必要性を感じているが，さまざまな社会情勢を踏まえ最適な手法，時期等の選択が必要と思われる。なお，新庁舎のデザインにおいては，長年市民に親しまれてきた「赤レンガ庁舎」への思いを継承するようなものとなることを望む。

【公明党】

- 1 建築面積については、当初の1千750平方メートルから2千900平方メートルに広げるといった案が出てきたが、他都市の同規模程度の新庁舎建設と比較しても、予定している新庁舎規模（1期棟）に対し建築面積が狭い。さらなる拡張に向け検討すべきと考える。
- 2 新庁舎の段階的な整備について、1期棟は約2万3千平方メートル、2期棟は7千平方メートルとすることが示されたが、2期棟については建設スケジュールのめども立っていない。これまで農政部や教育委員会などが民間ビルを借用し、多額の賃借料を支払ってきた。1期棟完成後には、両部とともに、環境部も民間ビルを使用する予定となっており、さらに多額の費用が支出され続けることになる。狭隘化の解消とワンストップは基本構想のかなめであり、市民理解を得るためにも、全ての部署が1期棟の新庁舎と既存の第二庁舎に集約できるような規模（1期棟）とすべきである。
- 3 構造計画については、これまで耐震構造、免震構造及び制震構造のいずれかの構造の導入が検討されていたが、市庁舎整備検討審議会での議論経過もないまま、突如として「耐震構造」とする市の判断が示された。そもそも、新庁舎建設の大義は、災害から市民や職員を守ることにあったはずであり、多少の投資は十分市民に理解される。庁舎の構造の決定は、高度な政策的判断が求められると考える。このような状況から、基本計画策定の段階においては、「引き続きいずれかの構造を導入する」とし、他都市の事例も参考にし、基本設計の中で耐震工法を判断すべきである。
- 4 事業スケジュールと財源について、平成31年度当初から建設工事に着手する計画となっているが、東京オリンピック・パラリンピック開催の前年となる影響から建設資材や人件費などの高騰が予想され、1平方メートル当たり40万円では直近の他都市の事例を見ても不可能に近い。建設工事着手までのスケジュールについては、改めて検討すべきである。また、大きな財源の一つとなるように、さらなる庁舎建設整備基金の積み立てを進めるべきと考える。
- 5 新庁舎の省エネルギー化については、CO₂の排出抑制に努めるとともに、新エネルギーを導入し、電気や熱源の自給自足化を図るため、可能な限り「太陽光発電」や「地中熱・雪氷冷熱等」を活用した設備を整備すること。
- 6 新庁舎の位置については、緑橋通からは約1メートル30センチ、6条通側からは約60センチメートル高い位置となっており、さらに新庁舎の玄関口までは一定の距離もある。ユニバーサルデザインの導入を実現し、誰もが安心して利用できる庁舎となるように、さらなる検討が必要と考える。

【日本共産党】

1 財政事情を勘案し身の丈に合った庁舎整備を

- ① 新庁舎の整備に当たっては、厳しい財政事情を直視して事業費を必要最小限度に抑え、身の丈に合った庁舎整備にすべきと考える。また、新庁舎の機能を必要最小限にしようとするれば、いわゆるランドマーク的庁舎を追求すべきではないし、商工会議所や社会福祉協議会等の民間機能の入所を考えるべきではない。

基本計画においては、庁舎整備が財政に及ぼす影響及び市財政全体の見通しを示すべきである。

- ② 将来の人口減少と職員数の減少を考えたとき、分散している水道局以外の行政機能を第二庁舎と建替え庁舎とに一気に集約することは経済効率から見て妥当ではないと考える。また、政策的に分散させてきた経緯があることも考慮すべきと考える。

2期棟建設については、断念することも含めて慎重に判断すべきである。

- ③ 庁舎建設は東日本大震災の復興事業や東京オリンピック・パラリンピックの開催と時期が重なることから、資材や経費の高騰による影響が懸念される。よって建設時期については慎重に判断すべきである。

2 市民の利便性を十分に確保すること

市民サービスにかかわるものは、いわゆるワンストップサービスを目指し、行政の都合でたらい回しにせず、市民の利便性を十分に確保すべきである。

また、バリアフリーやユニバーサルデザインは当然のことであるが、高齢者や障害者にも使いやすい庁舎整備にすべきである。

3 オール旭川の建設業者で

建設工事については、地元の建設業者がオール旭川で仕事に参入できるような建設手法をとるべきである。

4 市民文化会館建替えの取り下げと市民検討組織

市民文化会館はこれまでの議論の到達点のとおり「建替え」は取り下げになり、向こう10年間は手がかからないことが明白になったため、市民とともに今後の方向性を検討していく組織をつくるべきである。

5 7条駐車場の存続

市民文化会館の存続に伴い、7条駐車場も存続すること。

6 説明責任と市民意見の反映について

市の説明責任を十分に果たし、市民にわかりやすい情報提供を行うこと。

また、パブリックコメントだけでなく、市民参加の機会を確保し、市民意見を十分に反映した庁舎整備にすべきである。

7 意思形成や組織決定について

市の庁舎整備は、市民の税金を莫大につぎ込む巨大プロジェクトであり、市民活動にも市内経済にも大きな影響を与えるものである。安全、安心のとりでにもなるものである。市民全体のオール旭川のでつくり上げなければならない。

それだけに意思形成や組織決定については、慎重の上にも慎重を期す必要がある。

市民文化会館については、突然、大規模改修から建替えに方針転換したが、意思形成や組織決定がなされていないことが日本共産党の質疑で明らかになった。

日本共産党が「財政見通しもなく、正式な手続きもない、建替えの根拠もない」と追及した中で、教育長が「重々反省している」と陳謝し、西川将人市長は「市民意見を十分にお聞きしながら、時間をかけて検討をする必要がある」と答え、建替えを取り下げたことは当然である。

しかし、このような未熟な手続の中で議会審議も市民対話も翻弄されたことは甚だ遺憾である。今後は細心の注意を払い、十分に行政手続の手順を踏むことを求めるものである。

【無所属 久保あつこ委員】

初めに

基本計画（案）のそれぞれの項目について意見を述べる前に、基本構想案からこれまでの市の情報提供不足と議会への説明不足、市民参加の手法について意見を述べる。

基本構想への意見の時にも「市の説明不足」については意見を述べ、必要な資料や情報を積極的に提示し時間をかけて議論すべきと指摘した。その後、基本計画骨子案、基本計画（案）が示され、議会質疑や市民との意見交換などが行われたが、以下の点で市の情報提供不足と説明不足は否めない。

- ① 市民文化会館の建てかえに関する必要な費用が不明確なままの骨子案であり、これまでの大規模改修の方針から建てかえに変更された経緯が不適切だったことも、その後の議会質疑で明らかになった。
- ② 1期棟の建築面積の変更に伴う3つの変更パターンの資料を議会で指摘されるまで正式に提示しなかった。
- ③ 基本計画骨子案策定の参考にするための市民アンケート調査において
 - ア 市民文化会館についての質問では、築40年という情報のみで、大規模改修と建てかえの費用の具体的な差など財政面での情報は示していない。
 - イ 現総合庁舎の保存活用方法についても市が示した資料は、保存する場合の費用について「庁舎としての活用方法もあること」「庁舎として活用した場合は維持管理費用は対面積では新庁舎と同じ程度であること」「国の重要文化財登録による補助金の可能性もあること」などは示さずに、保存には多額の費用が必要と思えるような恣意的な資料であった。
- ④ 庁舎整備検討審議会に対しても、基本構想までは新庁舎に関する審議のみを依頼し、基本計画骨子案において突然市民文化会館との一体的整備となり、庁舎整備の結論イコール市民文化会館の建てかえと総合庁舎の解体とならざるを得ない審議となり、委員の中からは提示された資料のみによって市民文化会館の建てかえ、総合庁舎の解体取り壊しまでを結論づけることに不安の意見が上がっていたこと。加えて審議の最終場面で提案された1期棟の建築面積の変更についても、3つの変更パターンの資料を市が提示したのは結論を出す直前であり、資料を見ての質疑や審議は行われずに結論を求めた。
- ⑤ 市は議会質疑などを踏まえて、基本計画（案）では、市民文化会館の整備については、別途検討を進め、具体的な整備に着手するまでの間は、必要な修繕を行うことへと骨子案から変更した。骨子案当初から建設の是非も含めて今後の検討としていた2期棟についても「改めて必要性や具体的な建築場所と規模について検討すること」とし、今後の検討いかんでは庁舎等の整備は様々なパターンが予想され、少なくとも添付資料のように5パターンは可能性があることになるが、これらの資料は議会にも市民にも全く示されていない。

以上の理由から、市の情報提供不足と説明不足は明らかである。

士別市は、新庁舎整備について数パターンの図面を示し必要経費とメリット・デメリットを明示して、市民と議会に意見を求めて方向性を決めていることから、市全体としての合意形成がしっかり行われた。

旭川市では骨子案が示されてから様々な変更を行ったことから、市は、基本計画（案）を作成する前に、特に可能性のある数パターンとそれぞれに予想される必要経費やメリット・デメリットなどを市民と議会に明確に示し、どのパターンがよいのかなどについて市民と議会から、再度意見を求めるべきと考え、「基本計画（案）の策定を急ぐべきではない」と意見を述べてきたが、市はそれら丁寧な議論を行うことなく基本計画（案）の策定を急いだことは、市民参加推進を進めてきた旭川市として、非常に残念なことであり遺憾である。

上記のようにさらなる市民議論と議会審議を行うことが必要と考えるが、現時点での基本計画（案）についての意見を以下のとおりまとめる。

第1章 新庁舎建設の必要性

耐震性不足，分散化，狭隘化の解消のために新庁舎を建築することは妥当と考える。

第2章 新庁舎建設の基本的な考え方

「市民でにぎわい，親しまれるシビックセンター」でよいと考えるが，シビックセンターとしての機能については，特別な施設や場所にスペースを割くのではなく，議会棟や会議室等を市民と共用する，総合窓口などに子どものためのスペースを設けるなど，庁舎を市民に開放していく方向で検討すべき。

第3章 新庁舎の建築場所

3 敷地内施設の取り扱い

(1) 総合庁舎及び第三庁舎

基本計画では第三庁舎の解体撤去までとし、「総合庁舎の解体撤去」を明記すべきではない。

市は保存の可能性について，国の重要文化財登録制度の活用による財源確保や有効な利活用の方法などをしっかり調査研究し，保存する場合のメリット・デメリット，解体する場合のメリット・デメリットを明らかにして，再度市民に解体の是非を問うべき。

以下，総合庁舎の解体撤去を明記すべきでない理由を述べる。

- ① 市民の中から「総合庁舎の保存活用」を望む声が上がってきている。
- ② 市民アンケート調査における総合庁舎の扱いについては，74.3%の市民が「取り壊して敷地を有効に活用」すべきと答えているが，回答前に読むこととなっている市の資料が恣意的な説明になっている。また，若い世代の方から保存すべきという答えが多い。
- ③ 市は当初，新庁舎，市民文化会館の建てかえ，総合庁舎の扱いの全ての方向性が決定しなければ基本計画を立てることは難しいと言っていたが，基本

計画では市民文化会館の建てかえは明記しない考えであること、また、総合庁舎の扱いが決まらなくても基本計画は策定できることが議会質疑で明らかになった。また、2期棟に関しては骨子案の段階から「建設時に再度その必要性も含め精査する」とし、基本計画には建設を明記しないこととしている。以上のことから、基本計画の段階では新庁舎の1期棟建設と市民文化会館の建てかえ並びに総合庁舎の解体撤去を分離しても計画は策定できる。

- ④ 事業スケジュール案でも示されたように、どの事業手法をとるにしても、総合庁舎の解体に着手するのは平成35年度からとなり、解体前の事業者選定などに必要な時間を考慮しても、平成33年内に方向性を決めることで十分間に合うことから、現段階で無理をして基本計画に盛り込む必要性は全くない。

(2) 市民文化会館

整備については多くの方の意見を聞き別途検討を進めることでよいが、具体的な整備に着手するまでの間、施設の維持管理に必要な修繕を行うことは費用がかさむことになるので、早急に意見聴取作業に入るべき。

第4章 新庁舎の規模

3 新庁舎の規模

1期棟建設に当たっては、総合庁舎の活用による執務室等のスペースの確保も視野に入れ、無駄のないスペース利用をすることで出来る限り縮小を目指すべき。総合庁舎の扱いについては前述を参照。

- ① 市民活動支援スペースについては、市民文化会館、現総合庁舎、2期棟がどのようなになったとしても今後整備することが可能なことから、特に1期棟に500平方メートルものスペースを設ける必要性は全くない。
- ② 仮に、総合庁舎を活用することとなった場合には、新庁舎の1期棟の必要面積から、企画・調整機能、議会機能、市民活動・市民交流支援機能、情報発信機能・シティプロモーション機能、利便施設機能の合計6千190平方メートルのうち、総合庁舎に整備できるものを除いて規模を縮小すべき。

第5章 新庁舎の機能

基本方針1 利用しやすい庁舎

窓口機能の充実に重点を置くことを第一に考えるべき。

授乳室や子どものためのスペースを総合窓口の近くに配置すべき。

障害者、高齢者が利用しやすい動線を確保すべき。

相談のための個室は防音に配慮すべき。

基本方針2 親しまれる庁舎

市民の利便性を高めることができるよう、市民活動のためのスペース、市民交流支援のためのスペース、市政情報コーナー、閲覧スペース、憩いの場、金融機関の設置を一体的に1カ所に整備し共用することで効率のよいスペース利用とすべき。

基本方針3 まちづくりの中心となる庁舎

庁舎整備に当たっては、地場製品等の活用と地元企業の参画、参入を原則とすべき。

基本方針4 機能的・効率的な庁舎

担当者不在の時でも他の職員が対応できるように、資料等を共用できるような執務室の配置にすべき。

基本方針5 独自性を保ちつつ、市民に開かれた議会

議会からの要望を考慮して整備すべき。

第6章 新庁舎の建築計画

1 配置計画

市民文化会館が建てかえとなった場合の建築用地を総合庁舎跡地と明記すべきではない。

第7章 事業計画

3 事業スケジュール・事業費及び財源

基本計画策定前に、再度、市民にパターンを示して意見を聞くべきであり、基本計画の策定期間を延ばすべき。スケジュールに明記するのは第三庁舎解体工事までとし、その後のスケジュールは今後の議論を待つこととして明記すべきではない。

市債残高と返還など、長期の財源見通しを示すべき。

終わりに

現在、市民の中で「現総合庁舎の解体と市民文化会館の建てかえについて異議あり」という署名活動が行われているが、市はその結果を待たずして基本計画を策定する意向を示しており、署名が一定規模集まった場合でも「丁寧に説明して理解していただく」という態度、すなわち「署名が集まっても案を変更する意思はないこと」を議会で述べている。加えて、現在行われているパブリックコメントにおいても、仮に「現総合庁舎の解体について反対」という意見が多数寄せられたとしても、同じく「丁寧に説明して理解していただく」ということを述べている。これでは何のためのパブリックコメントなのか、甚だ疑問である。このような態度はこれまで旭川市が推進してきた市民参加に反する姿勢であり、市民意見を尊重し基本計画策定に反映させるべき。

新庁舎駐車場配置パターン比較

① 骨子案 (来庁者用駐車場台数 313台)

【配置図】

市民用 約200台
新庁舎2期棟
新庁舎1期棟 建築面積1750㎡
広場
7条緑道
市民用 約113台
公用車用 約94台
その他公共用 約53台

② 文化会館跡地駐車場全面使用 (来庁者用駐車場台数 350台)

市民用 約350台
新庁舎1期棟
新文化会館建設可能範囲
その他公共用 約166台
公用車用 約94台

③ 総合庁舎跡地に2期棟整備 (文化会館・7条駐車場継続使用) (来庁者用駐車場台数 310~330台)

文化会館
新庁舎1期棟
新庁舎2期棟
市民用 約260台
市民用 約50~70台
7条駐車場(地下) (その他公共利用:234台 公用車用:8台)
その他公共利用:148台
公用車用:94台

④ 総合庁舎跡地に駐車場整備 (文化会館・7条駐車場継続使用) (来庁者用駐車場台数 314台)

文化会館
新庁舎1期棟
市民用 約140台
7条駐車場(地下) (その他公共利用:234台 公用車用:8台)
6条通
市民用 約174台
公用車用 約86台

⑤ 現総合庁舎を2期棟として使用 (文化会館・7条駐車場継続使用) (来庁者用駐車場台数 260台)

文化会館
新庁舎1期棟
現総合庁舎(2期棟)
市民用 約260台
7条駐車場(地下) (その他公共利用:234台 公用車用:8台)
その他公共利用:148台
公用車用:94台

各案比較

①	・必要台数の来庁者駐車場が確保できるが、新庁舎から離れた場所となる。
②	・必要台数の来庁者駐車場が新庁舎に近接した場所に確保可能
③	・ほぼ必要台数の来庁者駐車場が確保できる。 ・市民用駐車場は、新庁舎2期棟に近接した場所に確保できるが、新庁舎1期棟から離れた場所となる。
④	・第三庁舎の敷地も含めて必要台数の来庁者駐車場が確保できる。また、新庁舎に近接した場所に駐車場の確保が可能
⑤	・必要台数の来庁者駐車場が確保できず、また、新庁舎へは道路を横断する必要がある。

【無所属 金谷美奈子委員】

このたびは、庁舎整備に関する考え方が6月の基本計画骨子から変更されていた。現庁舎の敷地の扱いを変えたこと、さらに市民文化会館と地下駐車場については計画に盛り込まず当面は先送りをした。市民の声や議会議論を反映しており、評価できるものである。

- 1 骨子という前提が崩れた以上は、このままのタイムスケジュールで進むことにはならず立ちどまって再考すべきである。
- 2 新庁舎建設に当たっては、今まで以上に市民の声を反映して、現庁舎の活用を含め再検討をすべきである。
- 3 新庁舎には金融機関、社会福祉協議会、商工会議所などは入れず、面積をできるだけ減らす努力をすべきである。
- 4 新庁舎建設の時期は、東京オリンピック後に延期すべきである。
- 5 新庁舎建設の基本設計と実施設計を分離すべきである。
- 6 旭川市の財政を考慮し、十分な基金の蓄えを準備した上で整備をすべきである。
- 7 市民文化会館のブンカフェーは壊すことのない計画とすべきである。
- 8 現庁舎は市民の声を反映して、保存、改修して使うべきである。
- 9 市民文化会館は平成26年度に予定されていたとおり大規模改修すべきである。
- 10 地下駐車場は補修し、できる限り利用すべきである。
- 11 庁舎整備に関する考え方として旭川市の文化的な価値を考慮すべきである。
- 12 庁舎整備に関する考え方では産業廃棄物など環境問題に配慮すべきである。
- 13 新庁舎の外観に現庁舎との連携を考えて、れんがとコンクリートのチェック柄を採用すべきである。

- 14 シビックセンターのにぎわいは、新庁舎のほかに市民文化会館、庁舎前広場、現庁舎活用など、このエリア全体で組み立てるべきである。
- 15 職員の執務面積は必要なだけ確保し、ほかの機能を入れることによるしわ寄せがあってはならない。
- 16 太陽光発電、屋上緑化など、積雪寒冷地に適さない設備の導入をすべきではない。
- 17 市民の大きな意思表示を重く受けとめ、現庁舎活用についてはさまざまな可能性を視野に入れて今後のタイムスケジュールの中でその結論を導くべきである。

最後に、ここまでの経過を振り返り担当者の努力に敬意を表するとともに、今後も市民の声を反映し、よりよい事業を構築されることを期待している。